

令和4年度滋賀県新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制の整備について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保のための支援などを行うことにより、適切な医療提供体制を整備することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として、「「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」の改正について」（令和4年4月1日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「事務連絡」という。）に基づき、知事が指定した医療機関をいう。なお、院内感染によりクラスターが発生した医療機関について、病棟全体や病院全体で新型コロナ患者の治療を行い、実質的に重点医療機関の要件を満たす場合は、知事が認めた期間に限り重点医療機関に指定されたものとみなす。
- (2) 特定機能病院等 前号に定める医療機関のうち、次のいずれかに該当する医療機関をいう。
 - ア 特定機能病院
 - イ 体外式膜型人工肺による治療を行う新型コロナウイルス感染症の重症患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う同患者が延べ10人以上の月がある医療機関
- (3) 一般病院 第1号に定める医療機関のうち、前号に定める医療機関を除くものをいう。
- (4) 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関として、事務連絡に基づき、知事が指定した医療機関をいう。

(補助の対象)

第4条 この補助金の対象は次のとおりとする。

なお、事業実施にあたっては、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）に定める「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）および事務連絡を遵守するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

新型コロナウイルス感染症重点医療機関が行う新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保事業

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業

ア 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関体制整備事業
新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関が行う新型コロナウイルス感染症疑い患者の入院病床確保事業

イ 新型コロナウイルス感染症その他医療機関体制整備事業

知事の依頼に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関における入院病床確保事業（前号およびアに定める事業に該当するものを除く）

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付上限額は、別表1の第1欄に定める（1）および（2）の事業区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 別表1第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(3) 本事業以外で病床確保に係る補助金等を受ける場合は、これに係る補助対象経費を本事業の対象経費から除くものとする。

(4) 休止病床については、即応病床1床あたり休止2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は休床4床まで）を補助の上限とする

2 前項に掲げる交付上限額の算定は、病床使用率（前3か月間）が県平均の30%を下回る場合（例：県の平均病床使用率が70%の場合、病床使用率49%を下回るとき）は、別表2を用いるものとする。ただし、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと知事が判断した場合は、この限りではない。

（交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に同申請書に記載する関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税

等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表1第1欄および別表2第1欄に定める事業区分の間で経費の配分を調整する場合は、この限りではない。
- （2） 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- （4） 知事から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならない。
- （5） 補助金の事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円（知事が適切と認める法人格を有する団体等にあつては30万円）以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- （6） 実施要綱3（2）エに定める留意事項が適切に実施されていない場合においては、病床確保料の交付の執行停止を行うことがありうる。

（変更申請）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別記様式第3号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

（実績報告等）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了または終了した日から1か月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別記様式第4号）を、同報告書に記

載する関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(概算払い)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第5号による交付請求書(概算払)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、実施要綱3(2)エに定める留意事項が適切に実施されていない場合においては、期限を定めて当該補助金について返還を求めることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、別記様式2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 第6条の規定に基づく交付申請、第7条第5号の規定に基づく報告、第8条の規定に基づく変更申請、第9条の規定に基づく実績報告および第10条の規定に基づく交付請求(概算払)については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第13条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(検査)

第14条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施に係る資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の適正な執行を

図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(その他)

第15条 特別の事情により、第5条、第6条、第8条および第9条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に実施される令和4年度の補助対象事業に適用する。

別表 1

1. 事業区分	2. 基準額	3. 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	<p>(各病床確保料) × (延べ空床数又は延べ休床数) の合計</p> <p>【病床確保料の上限額】</p> <p>(1) 特定機能病院等</p> <p>(ア) 入院病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 436,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 211,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 74,000 円/日 <p>(イ) 休止病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 436,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 211,000 円/日 ・ 療養病床 1床当たり 16,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 74,000 円/日 <p>(2) 一般病院</p> <p>(ア) 入院病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 301,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 211,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 71,000 円/日 <p>(イ) 休止病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 301,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 211,000 円/日 ・ 療養病床 1床当たり 16,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 71,000 円/日 <p>※1 入院病床については、当該病床に係る診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用する。</p> <p>※2 休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用する。</p> <p>※3 休止病床については、即応病床1床あたり休止2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は休床4床まで）を補助の上限とする。</p>	病床確保料

<p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業</p>	<p>ア 新型コロナウイルス感染症疑似患者受入協力医療機関体制整備事業</p>	<p>(各病床確保料) × (延べ空床数又は延べ休床数) の合計</p> <p>【病床確保料の上限額】</p> <p>(1) 入院病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 301,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 211,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 52,000 円/日 <p>(2) 休止病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 301,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 211,000 円/日 ・ 療養病床 1床当たり 16,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 52,000 円/日 <p>※1 入院病床については、当該病床に係る診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用する。</p> <p>※2 休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用する。</p> <p>※3 休止病床については、即応病床1床あたり休止2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は休床4床まで）を補助の上限とする。</p>	<p>病床確保料</p>
	<p>イ 新型コロナウイルス感染症その他医療機関体制整備事業</p>	<p>(各病床確保料) × (延べ空床数又は延べ休床) の合計</p> <p>【病床確保料の上限額】</p> <p>(1) 入院病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU内の病床 1床当たり 97,000 円/日 ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与および呼吸モニタリングなどが可能な病床 1床当たり 41,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 16,000 円/日 <p>(2) 休止病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU内の病床 1床当たり 97,000 円/日 ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与および呼吸モニタリングなどが可能 	<p>病床確保料</p>

		<p> な病床 1床当たり 41,000 円／日 ・療養病床 1床当たり 16,000 円／日 ・上記以外 1床当たり 16,000 円／日 </p> <p> ※1 休止病床については、当該病床を休止する前の区分に準じた病床確保料を適用する。 </p> <p> ※2 休止病床については、即応病床1床あたり休止2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は休床4床まで）を補助の上限とする。 </p>	
--	--	--	--

別表 2

1. 事業区分	2. 基準額	3. 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	<p>(各病床確保料) × (延べ空床数又は延べ休床数) の合計</p> <p>【病床確保料の上限額】</p> <p>(1) 特定機能病院等</p> <p>(ア) 入院病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 305,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 148,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 52,000 円/日 <p>(イ) 休止病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 305,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 148,000 円/日 ・ 療養病床 1床当たり 11,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 52,000 円/日 <p>(2) 一般病院</p> <p>(ア) 入院病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 211,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 148,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 50,000 円/日 <p>(イ) 休止病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 211,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 148,000 円/日 ・ 療養病床 1床当たり 11,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 50,000 円/日 <p>※1 入院病床については、当該病床に係る診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用する。</p> <p>※2 休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用する。</p> <p>※3 休止病床については、即応病床1床あたり休止2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は休床4床まで）を補助の上限とする。</p>	病床確保料

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	ア 新型コロナウイルス感染症疑似患者受入協力医療機関体制整備事業	<p>(各病床確保料) × (延べ空床数又は延べ休床数) の合計</p> <p>【病床確保料の上限額】</p> <p>(1) 入院病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 211,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 148,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 36,000 円/日 <p>(2) 休止病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU 1床当たり 211,000 円/日 ・ HCU 1床当たり 148,000 円/日 ・ 療養病床 1床当たり 11,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 36,000 円/日 <p>※1 入院病床については、当該病床に係る診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用する。</p> <p>※2 休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用する。</p> <p>※3 休止病床については、即応病床1床あたり休止2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は休床4床まで）を補助の上限とする。</p>	病床確保料
	イ 新型コロナウイルス感染症その他医療機関体制整備事業	<p>(各病床確保料) × (延べ空床数又は延べ休床) の合計</p> <p>【病床確保料の上限額】</p> <p>(1) 入院病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU内の病床 1床当たり 68,000 円/日 ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与および呼吸モニタリングなどが可能な病床 1床当たり 29,000 円/日 ・ 上記以外 1床当たり 11,000 円/日 <p>(2) 休止病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICU内の病床 1床当たり 68,000 円/日 	病床確保料

		<ul style="list-style-type: none"> ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与および呼吸モニタリングなどが可能な病床 1床当たり 29,000 円／日 ・療養病床 1床当たり 11,000 円／日 ・上記以外 1床当たり 11,000 円／日 <p>※1 休止病床については、当該病床を休止する前の区分に準じた病床確保料を適用する。</p> <p>※2 休止病床については、即応病床1床あたり休止2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は休床4床まで）を補助の上限とする。</p>	
--	--	---	--